

CCS給与計算 令和7年版 年末調整計算対応版(R2.0)での変更点について

令和7年分の年末調整計算と帳票印刷に対応しました。

ご利用にあたっては本解説をよくお読みいただき、ご理解・ご了承のうえ作業を行ってください。

変更点一覧と解説

- (1) 控除対象扶養親族等の所得要件の改正について
- (2) 基礎控除額・給与所得控除の改正について
- (3) 特定親族特別控除について
- (4) 源泉徴収簿：欄外に特定親族特別控除額を記載
- (5) 源泉徴収票：特定親族特別控除の記載 など

※令和7年分の年末調整計算自体に関する詳細については税務署・国税庁配布の「[令和7年分
年末調整のしかた](#)」や「[令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引](#)」をご確認ください。

※令和7年分の年末調整計算に関する操作の電子マニュアル(PDF形式)は「スタート」メニュー内に登録されています。「スタート」→「すべて」→「CCS サポート」→「給与計算 令和7年版 年末調整計算マニュアル」の順にクリックしてご覧ください。

(Windows10の場合は「スタート」→「CCS サポート」・・・の順に操作します)

年末調整にあたっての注意点

年末調整計算および関連帳票の印刷は、必ず新バージョン(R2.0)で行ってください。

以下の旧バージョンは令和7年の年末調整計算には対応しておりません。

R1.0(2024/12発売)

R1.1(2025/03 健康保険等改正対応版)

年末調整の保険料控除や住宅借入金等特別控除額等の入力を旧バージョン(R1.0～R1.1)であらかじめ行っておいても問題ありませんが、年末調整計算や関連帳票の印刷、年末調整の結果を反映した給与明細書・賃金台帳などの印刷を行う場合は、事前に新バージョン(R2.0)に更新してから作業を行ってください。(更新後、年末調整関連の作業前に必ず「年末調整メニュー」ボタンをクリックしてください)

データファイルとソフトのバージョンについての注意点

会社内の別のコンピューターや、会計事務所と関与先などで、年末調整計算を行った会社のデータファイルをやりとりする場合は、両方のコンピューターのCCS給与計算ソフトが新バージョン(R2.0)になっていることを確認してください。

- ・入力内容の保護のため、新しいバージョン(R2.0)のCCS給与計算ソフトで保存したファイルは旧バージョン(R1.0～R1.1)のCCS給与計算ソフトで呼び出すことができません。
- ・新しいバージョンのCCS給与計算ソフトで保存したデータファイルを旧バージョン形式のデータに戻すことはできません。

令和7年11月

 CCSサポート株式会社

TEL: 0570-064-540 (10:00～12:00)

FAX: 06-6325-3050 (24時間)

MAIL: support@ccss.co.jp

(1)控除対象扶養親族等の所得要件の改正について

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

12月1日以後に支払う給与・賞与の計算や、12月1日以後に行う年末調整にあたって従業員から「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等が提出され、扶養親族等の人数が変わるなどの変更があった場合は「従業員情報」の配偶者の所得の見積額や控除対象扶養親族の数などを変更してください。

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

（国税庁発行「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）」より抜粋）

※年末調整の「特定親族特別控除」については「従業員情報」では入力しません。

「年末調整メニュー」→「基本データ確認・入力」で入力します。

※「特定親族」の一部（合計所得金額が58万円超100万円以下の）人が「源泉控除対象親族」となるのは令和8年分（2026年）の源泉徴収からです。令和7年版では適用されません。

(2)基礎控除額・給与所得控除の改正について

基礎控除額や給与所得控除額の改正が行われました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))	基礎控除額		改正前	
	改正後 ^(注1)			
	令和7・8年分	令和9年分以後		
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)			
132万円超 (200万3,999円超)	336万円以下 475万1,999円以下	88万円 ^(注2)		
336万円超 (475万1,999円超)	489万円以下 665万5,556円以下	68万円 ^(注2)	48万円	
489万円超 (665万5,556円超)	655万円以下 850万円以下	63万円 ^(注2)		
655万円超 (850万円超)	2,350万円以下 2,545万円以下	58万円		

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額		改正前
	改正後		
162万5,000円以下		55万円	
162万5,000円超	180万円以下	65万円	その収入金額×40%－10万円
180万円超	190万円以下		その収入金額×30%+8万円

（国税庁発行「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）」より抜粋）

いずれも年末調整メニュー「基本データ確認・入力」画面で自動的に計算されます。

※旧制度で年末調整を行う場合

令和7年中に死亡により退職した人及び年の中途で海外の支店等への転勤などにより非居住者となった人などで、居住者として最後に給与の支払いを受けた日が令和7年11月30日以前である人の年末調整を行う場合は、「基本データ確認・入力」画面の「年末調整をする」欄を「する（旧制度で計算）」に設定してください。改正後の基礎控除や給与所得控除などが適用されません。

年末調整をする	する（旧制度で計算）
源泉徴収票を提出する	する しない する（旧制度で計算）

（税務署に提出する者）

(3)特定親族特別控除について

「特定親族特別控除」の入力を行うには「年末調整メニュー」→「基本データ確認・入力」の「■控除対象扶養親族等」にある「特定親族特別控除の設定」ボタンをクリックしてください。

■控除対象扶養親族等 (※従業員情報を参照しています)		
	人数	控除額
控除対象扶養親族の数(配偶者は除く)	1	380,000
※上のうち以下に該当する人数		
同居老親等		
同居老親等以外の老人扶養親族		
特定扶養親族		
	計	380,000

※扶養親族が障害者に該当する場合		
	人数	控除額
同居特別障害者		
同居特別障害者以外の特別障害者		
一般の障害者	1	270,000
	計	270,000

特定親族特別控除の設定		
	人数	控除額
◆特定親族特別控除	1	630,000

●16歳未満の扶養親族の数	
	人数
	1

ボタンをクリックすると下図の入力画面が表示されます。

特定親族

※扶養親族等のうち特定親族に該当する人がいる場合に入力して下さい。
(氏名は「従業員情報」の「扶養等氏名」の設定を参照しています。)

× 入力セット

氏名	特定親族	所得の見積額	控除額
1 山口太郎	該当する	600,000 円	630,000 円
2 山口次郎	該当しない	円	円
3 -----	該当しない	円	円
4 -----	該当しない	円	円
5 -----	該当しない	円	円
6 -----	該当しない	円	円

※特定親族… 居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万超123万円以下の入
(* 平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた人)
(* 収入が給与だけの場合、年間の給与収入が123万円超188万円以下の入)

OK キャンセル

従業員情報の「扶養等氏名」の「控除対象扶養親族等(16歳以上)」欄に名前が入力されている扶養親族が表示されます。

「該当する」を選択すると「所得の見積額」を入力できるようになります。所得の見積額を入力すると「控除額」が自動計算されます。
(控除額の直接入力はできません)

特定親族に「該当する」設定または「所得の見積額」の入力や変更による控除対象扶養親族や特定扶養親族の人数増減は自動的には行われませんのでご注意ください。

例えば特定扶養親族であった方の所得の見積額が増加して特定親族に該当することになった場合(=合計所得金額が58万円超123万円になった場合)は、控除対象扶養親族および特定扶養親族でなくなるため、「特定親族特別控除の設定」変更だけではなく、「従業員情報」の「控除対象扶養親族」および「内特定扶養親族」欄の人数も変更してください。

(4) 源泉徴収簿: 欄外に特定親族特別控除額を記載

特定親族特別控除の適用がある場合は、源泉徴収簿の欄外に「※ 特定親族特別控除額 ((17)-2) [XXX,XXX 円]」のように印字されます。「(20)所得控除の合計額」にも合算されています。

(5) 源泉徴収票:特定親族特別控除の記載 など

年末調整を行った従業員について、特定親族特別控除の適用がある場合は源泉徴収票の該当欄に記載されます。その他、令和7年分の書式に応じて所定の変更を行いました。